

4月

掲載情報

臨時号①

野田地域感染症情報

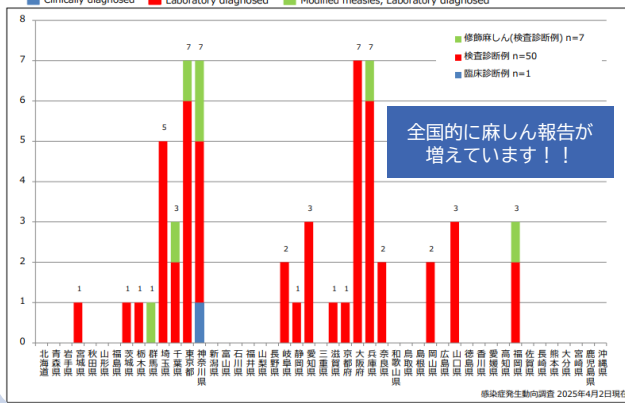


発行日：2025年4月11日

麻しんに注意！！

4. 都道府県別麻しん累積報告数 2025年 第1～13週 (n=58)

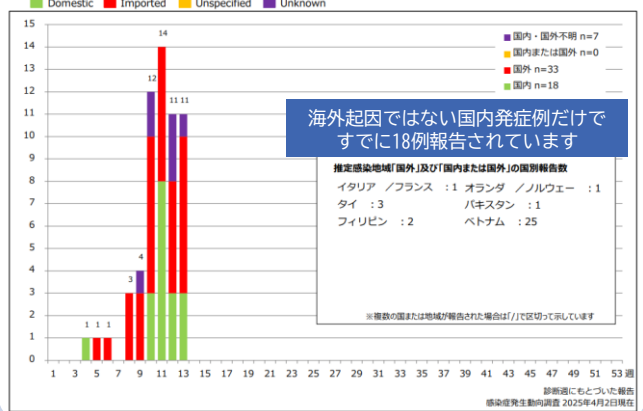
Cumulative measles cases by prefecture and methods of diagnosis, week 1-13, 2025 (as of April 2, 2025)



第13週の情報です

8. 週別推定感染地域(国内・外)別麻しん報告数 2025年 第1～13週 (n=58)

Weekly measles cases by acquired region, week 1-13, 2025 (based on diagnosed week as of April 2, 2025)



第13週の情報です

2025年の近隣都県及び全国の麻しん届出数

	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県	全国
第13週	0	1	2	2	11
第14週	0	0	0	0	未集計
第15週	3	0	0	0	未集計
2025年累計	4	5	7	7	未集計

※第15週の情報は4/11時点の情報を掲載しております

近隣県の麻しん発生状況について、茨城県では第10週の1件に続き、第15週に3件の発生が確認されました。2例はいずれも症状が出るまでの直近3週間に海外への渡航歴はなく、国内で感染したとみています。

- [麻しん\(はしか\)患者の発生について \(茨城県報道発表資料3月6日\)](#)
- [麻しん\(はしか\)患者の発生について \(茨城県報道発表資料4月8日\)](#)
- [麻しん\(はしか\)患者の発生について \(茨城県報道発表資料 \(4月11日\)\)](#)

麻しんについて

- 感染経路に空気感染が含まれるため、空間を共有した可能性のある方は接触者として対応しています。
- 麻疹に対する免疫がない人が感染すると、ほぼ100%発病します。
- 潜伏期間は一般的に7～14日で、最大21日間と言われていますので、この間は健康観察が必要になります。
- 発症の可能性のある期間は接触から5日後から最大21日までです。
- 発症前日から人にうつす可能性があるため、今、症状がなければ人にうつさないとは言えません。

麻しん患者と接触した時は・・・

健康観察方法

- 健康観察期間は、最終接触から21日間実施することが必要です。
- 1日2回(朝・夕)体温測定と、咳、鼻水等の風邪症状、発疹、結膜充血の有無を確認してください。

発症時の対応

- 受診する際は事前に医療機関へ電話連絡し、麻しん患者と接触があったことを伝えてください。
- 受診方法は医療機関の指示に従ってください。

保育園・学校・職場等所属先への連絡

- 保育施設・学校・職場・サークル等所属先に、麻しん患者と接触があったこと、麻しん罹患歴・ワクチン接種歴を伝え、出勤等については、所属の指示に従ってください。

接触期間中に他疾患で受診する場合

- 事前に医療機関へ電話連絡し、麻しん患者と接触があったことを伝えてください。
- 受診方法は医療機関の指示に従ってください。

同居家族の既往歴・接触歴の確認を

- ご自身が仮に発症した場合には同じ空間を共有している同居家族も接触者となってしまいます。あらかじめ、ご家族の麻しん既往歴・接触歴を確認し、接触期間中は自宅内でも別室で過ごすなど、可能な限り接触を控えましょう。

予防接種を受けましょう

《定期接種を受けましょう》

- ワクチンを1回接種することで、95%の人が麻しんに対する免疫がつくとされています。
- 確実な免疫を得るためには、99%以上の人が免疫がつくと言われる2回の接種がのぞましいとされています。
- 接種歴は、母子健康手帳で確認できます。

《ワクチンを接種した方がいい?》

- 1歳児と小学校入学前1年間の幼児は、定期接種の対象です。期間内に接種することを積極的に勧めます。
- 過去に麻しんと診断されたこともワクチン接種を受けたこともない方は、母子健康手帳を確認の上、医療機関にご相談ください。

参考文献集

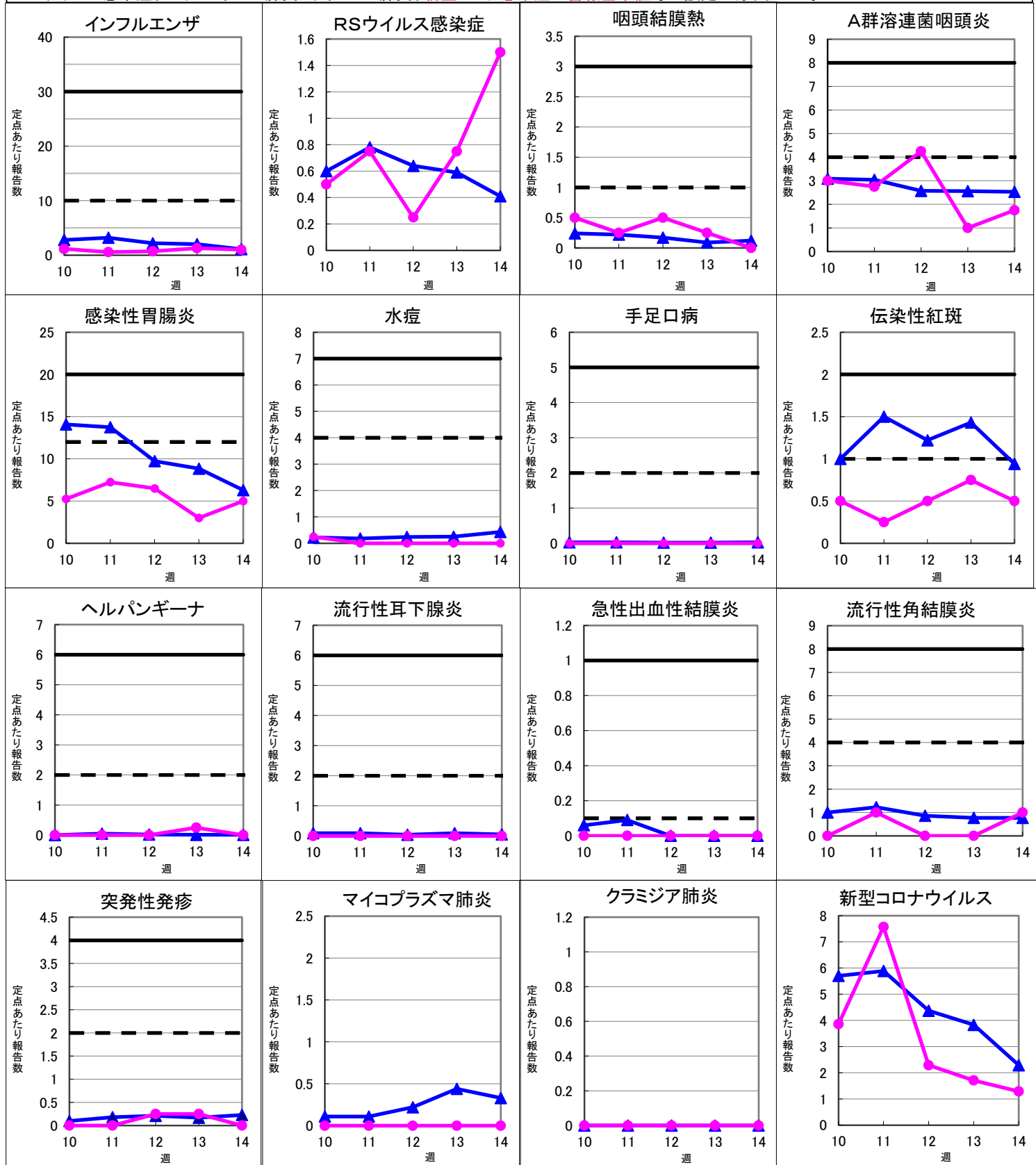
- [麻しん風しん混合\(MR\)ワクチン接種の考え方](#)
- [学校における麻しん対策ガイドライン 第二版](#) (作成：国立感染症研究所感染症疫学センター/監修：文部科学省、厚生労働省)
- [医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版](#) (国立感染症研究所感染症疫学センター)
- [麻疹の発生に関するリスクアセスメント \(2024年第二版\)](#) 国立感染症研究所
- [麻しんについて](#) (厚生労働省)
- [野田保健所\(麻しん発生時必要書類\)](#)

野田保健所管内の感染症発生動向（最近5週）

管内 県全体 警報基準値 解除基準値

マイコプラズマ肺炎とクラミジア肺炎は基幹定点医療機関のみ報告。(野田保健所管内に基幹定点はありません)

RSウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎とクラミジア肺炎、**新型コロナウイルス感染症は警報基準値等の設定はありません。**



(グラフの見方) ※疾患により警報基準値は異なります

グラフの横軸は、「週数」を表します。また、縦軸は「定点あたり報告数(患者数)」を表します。「定点」とは、保健所に患者の発生を報告してくれる医療機関のことで、「定点あたり報告数」とは、定点一か所から一週間にどの位の患者報告があったかの平均値を表します。この数値により野田保健所管内の当該感染症の流行状況が把握できます。